

災害と救援センター

豊島区防災課 電話3981-2100

大災害発生! その時…

いざというとき、慌てないために

避難所+応急活動拠点=救援センター

避 難 大きな災害が発生して

- ◆家が火災になる、またはその危険があるとき
 - ◆家が倒壊した、あるいはその危険があるとき
 - ◆浸水により家に留まることに危険があるとき
- など、周囲の状況から我が家に留まることが危険と判断した場合には、安全なところに移らなければなりません。その為に、豊島区では小・中学校等を救援センターとして、指定しています。



救援センター

避難生活の場

家の倒壊などで、住めなくなった人たちが、一時的に避難生活をするための施設です。豊島区では区立小・中学校等を救援センターとしています。

応急活動拠点

大災害により、地域に被害が生じた際、被災者に対しさまざまな応急活動を行うための拠点として、活動に必要な資器材や物資を配備しています。

■豊島区の救援センター一覧

救援センター	電話番号	所在地
● 小 学 校		
仰 高 小 学 校	☎ 3918-2325	駒込5-1-19
駒 込 小 学 校	☎ 3918-5691	駒込3-13-1
巣 鴨 小 学 校	☎ 3946-9551	南大塚1-24-10
清 和 小 学 校	☎ 3918-2605	巣鴨3-14-1
西 巢 鴨 小 学 校	☎ 3918-6345	西巣鴨1-27-1
豊 成 小 学 校	☎ 3918-2315	上池袋1-18-24
朋 有 小 学 校	☎ 3987-6275	東池袋4-40-1
朝 日 小 学 校	☎ 3918-2339	巣鴨5-33-1
池 袋 第 一 小 学 校	☎ 3916-3435	上池袋4-28-1
池 袋 本 町 小 学 校	☎ 3986-7166	池袋本町4-36-1
池 袋 第 三 小 学 校	☎ 6697-3041	目白5-24-12
池 袋 小 学 校	☎ 3986-2858	池袋4-23-8
南 池 袋 小 学 校	☎ 3987-6278	南池袋3-18-12
高 南 小 学 校	☎ 3987-6266	高田2-12-7
目 白 小 学 校	☎ 3987-4801	目白2-11-6
長 崎 小 学 校	☎ 3956-8146	長崎2-6-3
要 小 学 校	☎ 3956-8151	要町2-3-20
椎 名 町 小 学 校	☎ 3953-6461	南長崎4-30-5

救援センター	電話番号	所在地
富 士 見 台 小 学 校	☎ 3953-6472	南長崎1-10-5
千 早 小 学 校	☎ 3956-8154	千早3-33-5
高 松 小 学 校	☎ 3956-8157	高松2-57-22
さ く ら 小 学 校	☎ 3956-8164	長崎6-16-1
● 中 学 校		
駒 込 中 学 校	☎ 3918-2105	駒込4-5-1
巣 鴨 北 中 学 校	☎ 3918-2144	西巣鴨3-17-1
西 巢 鴨 中 学 校	☎ 3986-0661	南大塚3-18-1
池 袋 中 学 校	☎ 3986-5435	池袋本町4-5-24
西 池 袋 中 学 校	☎ 3986-5427	西池袋4-7-1
千 登 世 橋 中 学 校	☎ 3987-6285	目白1-1-1
千 川 中 学 校	☎ 3956-8171	高松1-9-21
明 豊 中 学 校	☎ 3956-8174	長崎5-31-29
● そ の 他		
み ら い 館 大 明	☎ 3986-7186	池袋3-30-8
豊 島 体 育 館	☎ 3973-1701	要町3-47-8
南 長 崎 ス ポ ーツ 公 園	☎ 5988-9270	南長崎4-13-5

平成27年1月現在

私たちが

イラスト
ガイド

地震発生



地震!

火災!

初期消火

応急救護

地域では

被災者救出



地域集合場所

児童遊園等

救援

避難

自宅に倒壊や火災などの危険がある場合は地域集合場所で近所の人と合流し、救援センターへ避難することが基本となります。(直接、救援センターへ避難しても結構です。)

- できるだけ隣近所が集まって集団で避難しましょう。
- 避難時は、建物・塀などの倒壊や道路の亀裂に注意しましょう。

待機

自宅に倒壊や火災などの危険がない場合は、自宅でそのまま待機してください。

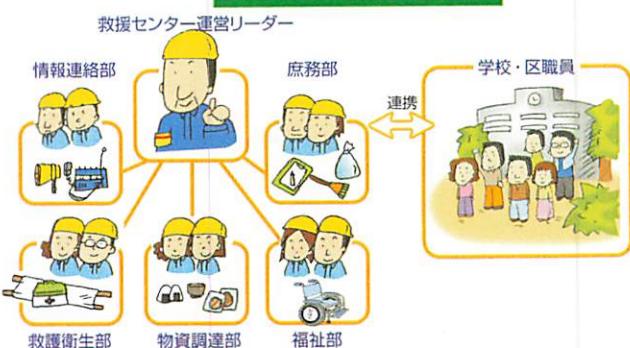


救援センターの運営

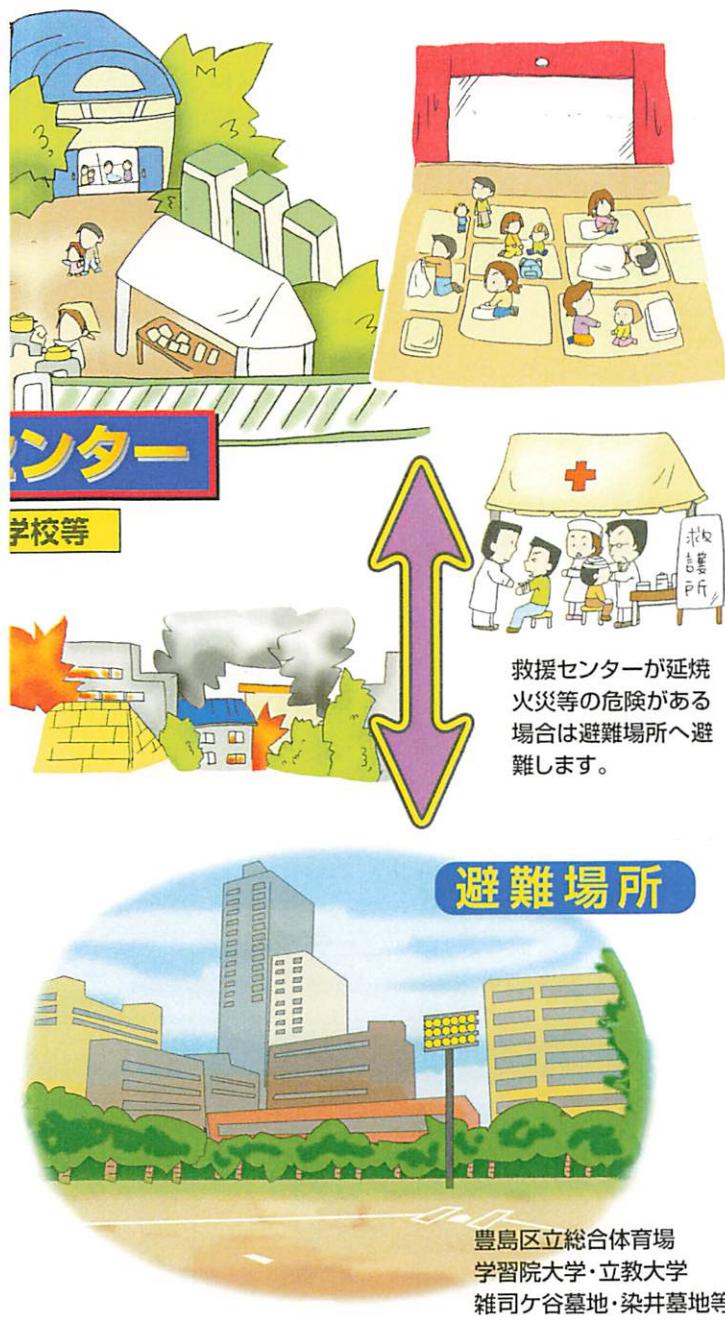
救援センターでは、避難してきた人たちが混乱することなく、秩序をもって生活できるよう、地域の人たちを中心とした運営組織が必要です。

- 豊島区では、この運営組織として、あらかじめ「救援センター運営調整会議」を組織することになっています。
- 救援センター運営調整会議は、地域防災組織(町会・自治会)で構成し、学校・区職員と連携して避難所の運営等にあたります。
- 災害時に備え、学校施設の使用方法や救援活動に必要な各部の編成と役割などについて事前に話し合っておき、共通の運営マニュアルを作成しています。

救援センター運営調整会議



避難する時



救援センターに避難する時

■平日の昼間の時間帯

教職員がいます。児童・生徒がいます。

- 避難者の受入の態勢を整えます。(校庭の開放)
- 避難者は、区職員・地域防災組織(町会・自治会)・学校職員等の誘導に従い、町会ごとにまとまるなど、秩序を持って避難しましょう。
- 災害直後の避難場所は、校庭です。

勝手に校舎等の施設内に入ることはやめましょう。

(注:病人、負傷者など、校庭避難が困難な人がいるときは、学校長の指示により体育館等を安全確認のうえ優先的に使用します。)



学校施設管理の責任者
(学校長)

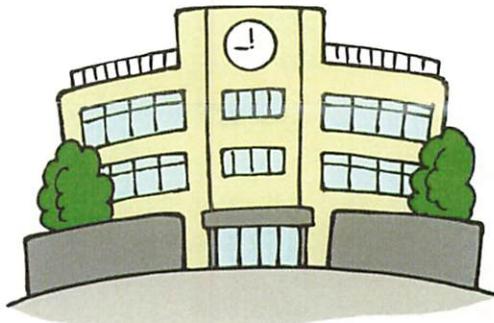
■平日の夜間や休日の時間帯

学校職員がいません。校門が閉鎖されています。

児童・生徒がいません。

- 校門は原則施錠されています。

○校門の鍵は、学校長の他、災害対策要員(指定された区職員)等が持っています。



※施設(校舎・体育館等)が使用できるかの安全確認をします。

※施設内の避難所準備ができしだい、秩序を持って施設内への避難をおこないます。

※学校内での避難行動は、施設の管理運営の責任者である学校長及び救援センター運営調整会議メンバー(各地域防災組織代表等)、区職員が必要な指示を出しますので、その指示に従ってください。

救援センターでの暮らし 秩序 衛生 情報

救援センターでは、避難してきた人たちも含め、全員が協力し合い、助け合い、励まし合いながら暮らしていくことが重要です。

■秩序保持

一人一人がそれぞれ好き勝手に行動しないようにしましょう。広い場所を一人占めしたり、学校の備品を勝手に使用するなどの行動は混乱を招きます。避難所では、誰もが不安な状況です。譲り合い、助け合いのなかで混乱をなくしましょう。



■衛生管理

ゴミの処理やトイレの清掃維持は大きな問題です。みんなが決めたルールや役割分担を守りながら各自が衛生に心がけるようにしましょう。



■情報交換

必要な情報は、迅速に、わかりやすくそして正確に伝えることが重要です。避難者みんなに伝えるため、伝言、掲示板への掲示、マイク放送など伝達方法の工夫やその周知を徹底しましょう。



■救援センターの役割

(1)情報提供・連絡機能

災害時は、しばらくの間、電話が使いにくくなることが予想されます。救援センターには、屋外スピーカーや地域防災無線、戸別受信機といった無線設備を設置し、これらを使って情報の収集及び災害対策本部・地域本部への情報伝達、物資等の要請などを行います。



(2)給食・給水機能

災害時には、断水や食料不足が予想されます。救援センターには、飲料水や非常食（クラッカー、アルファー化米）の備蓄やプールの水等を生活用水等にするためのろ過器（造水機）や煮炊き用バーナー等を配備しています。また、救援センターでは、東京都水道局や各災害時応援協定締結団体と協力して被災者（在宅被災者も含む）への給食・給水活動も行います。

※飲料水や非常食配備のない一部の学校へは、区内備蓄倉庫から搬送します。



(3)医療救護機能

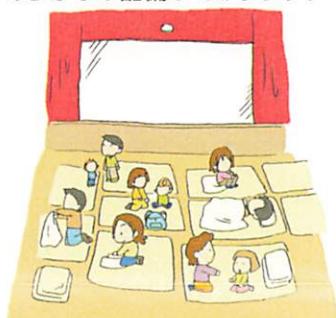
災害時、救護センターには医療救護所が開設され、豊島区医師会など医療機関の協力を得て医師等が巡回し、軽症者の治療や慢性疾患の処置等を行います。救護センターには、簡易な医薬品を事前に配備するほか、負傷者等の状況に応じて、「災害薬事センター（池袋保健所）」から必要な医薬品等を配送します。

※症状の重い方（中等症以上）の処置は、病院との近くに開設する。「緊急医療救護所」で行います。



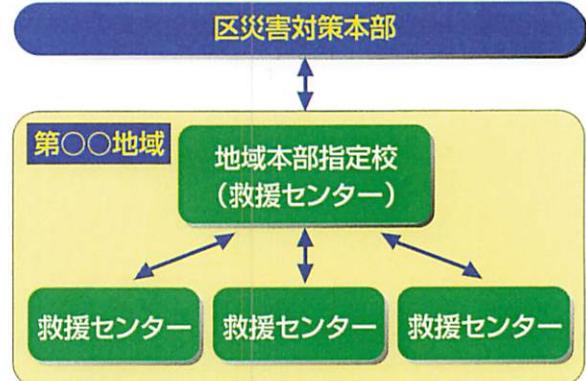
(4)仮泊機能

災害による建物倒壊等で住居を喪失した被災者がでた場合には、救援センター施設の一部（教室、体育館等）を宿泊施設として提供します。救援センターには、その際必要となる毛布や食器等の生活用品を、あらかじめ配備しています。また、救援センターが受け入れ困難な場合には、他の救援センター、各公共施設等に宿泊受け入れ施設を設置します。



■地域本部とは

- 地震、風水害等大規模な災害時においては、区は災害対策本部を設置して災害応急対策を実施します。区が実施する災害応急対策を、円滑に、かつ効果的に実施するために、地域の災害応急対策の指令拠点として「地域本部（12箇所）」を設けます。
- 地域本部は、救援センターからの情報の収集や区災害対策本部からの指示を救援センターに伝え、速やかに地域の応急対策や復興等に関する支援をします。



■福祉救援センター・補助救援センターとは

- 救援センターだけで避難者を収容できない場合は、保育園などの公共施設に「補助救援センター」を開設します。
- 救援センターでの生活が困難な災害時要援護者がいる場合、心身障害者福祉センターなどの施設に「福祉救援センター」を開設します。なお、一時的に救援センター内の福祉室（和室等）に行っていただくこともあります。



イラストガイド

私たちが避難する時



避難

自宅に倒壊や火災などの危険がある場合は地域集合場所で近所の人と合流し、救援センターへ避難することが基本となります。(直接、救援センターへ避難しても結構です。)

- できるだけ隣近所が集まって集団で避難しましょう。
- 避難時は、建物・埠などの倒壊や道路の亀裂に注意しましょう。

待機

自宅に倒壊や火災などの危険がない場合は、自宅でそのまま待機してください。

安全が確認できたら帰宅します。



救援センターの運営

救援センターでは、避難してきた人たちが混乱することなく、秩序をもって生活できるよう、地域の人たちを中心とした運営組織が必要です。

- 豊島区では、この運営組織として、あらかじめ「救援センター運営調整会議」を組織することになっています。
- 救援センター運営調整会議は、地域防災組織(町会・自治会)で構成し、学校・区職員と連携して避難所の運営等にあたります。
- 災害時に備え、学校施設の使用方法や救援活動に必要な各部の編成と役割などについて事前に話し合っておき、共通の運営マニュアルを作成しています。

救援センター運営調整会議



救援センターに避難する時

救援センターに避難する時

平日の昼間の時間帯

教職員がいます。児童・生徒がいます。

- 避難者の受入の態勢を整えます。(校庭の開放)
- 避難者は、区職員・地域防災組織(町会・自治会)・学校職員等の誘導に従い、町会ごとにまとまるなど、秩序を持って避難しましょう。

○災害直後の避難場所は、校庭です。
勝手に校舎等の施設内に入ること

はやめましょう。
(注:病人・負傷者など、校庭避難が困難な人がいるときは、校長の指示により体育館等を安全確認のうえ優先的に使用します。)



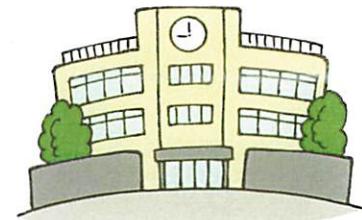
平日の夜間や休日の時間帯

学校職員がいません。校門が閉鎖されています。

児童・生徒がいません。

- 校門は原則施錠されています。

○校門の鍵は、校長の他、災害対策要員(指定された区職員)等が持っています。



※施設(校舎・体育館等)が使用できるかの安全確認をします。
※施設内の避難所準備ができてしまい、秩序を持って施設内への避難をおこないます。

※学校内での避難行動は、施設の管理運営の責任者である校長及び救援センター運営調整会議メンバー(各地域防災組織代表等)、区職員が必要な指示を出しますので、その指示に従ってください。

救援センターでの暮らし(秩序・衛生・情報)

救援センターでは、避難してきた人たちも含め、全員が協力し合い、助け合い、励まし合いながら暮らしていくことが重要です。

秩序保持

一人一人がそれぞれ好き勝手に行動しないようにしましょう。広い場所を一人占めしたり、学校の備品を勝手に使用するなどの行動は混乱を招きます。避難所では、誰もが不安な状況です。譲り合い、助け合いのなかで混乱をなくしましょう。



衛生管理

ゴミの処理やトイレの清掃維持は大きな問題です。みんなが決めたルールや役割分担を守りながら各自が衛生に心がけるようにしましょう。



情報交換

必要な情報は、迅速に、わかりやすくそして正確に伝えることが重要です。避難者みんなに伝えるため、伝言、掲示板への掲示、マイク放送など伝達方法の工夫やその周知を徹底しましょう。

